

長野市総合計画審議会作業部会（市民フォーラム21）設置要綱

（設置）

第1 市民の参画を得て協働して第四次長野市総合計画後期基本計画の策定に必要な事項を検討するため、長野市総合計画審議会作業部会（市民フォーラム21）（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

第2 部会は、次に掲げる事項を検討する。

(1) 第四次長野市総合計画後期基本計画の策定に必要な事項

(2) その他市長が必要と認める事項

（部会の名称及び定数）

第3 部会の名称は次のとおりとし、その定数はそれぞれ10人以内とする。

(1) 保健・福祉部会

(2) 環境部会

(3) 防災・安全部会

(4) 教育・文化部会

(5) 産業・経済部会

(6) 都市整備部会

（部会の委員）

第4 部会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 長野市総合計画審議会委員

(2) その他市長が必要と認める者

（任期）

第5 部会の委員の任期は、第2に規定する任務が終了するまでの間とする。

（部会長及び副部会長）

第6 部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7 部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、事案に関係ある者の出席を求め意見を聴くことができる。

（庶務）

第8 部会の庶務は、企画政策部企画課が行う。

（補則）

第9 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(長野市総合計画審議会作業部会 (市民フォーラム21) 要綱の廃止)
- 2 長野市総合計画審議会作業部会 (市民フォーラム21) 要綱 (平成17年長野市告示第 360号) は、廃止する。
(失効)
- 3 この要綱は、平成24年 3 月31日限り、その効力を失う。